

熊谷市監査委員公告第4号

令和2年度総合政策部財政課定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和2年10月15日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 権 田 清 志

令和2年度総合政策部財政課定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 支出事務</p> <p>(1) 出張命令及び旅費の支払い根拠となる会議や研修等の通知に一部収受番号のないものがあった。熊谷市文書管理規程第8条等に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>(2) 出張の復命がなされていないものがあった。熊谷市職員服務規程第9条第1項に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 起案文書が修正液で修正されている、起案文書に鉛筆書きがある、決裁日、施行日が未記入といった事例が見られた。熊谷市文書管理規程第6条に基づき文書主任が適正な事務処理を行うべきである。また、文書主任がその責務を果たせるよう、配慮すべきである。</p> <p>(2) 目的外執行協議書の財政課決裁日の記入がないものがあった。</p> <p>(3) 配当替決裁調書について、財政課決裁の押印がなく、処理されているものがあった。</p>	<p>(1) 本事案を職員全体で共通認識し規程の遵守を徹底するとともに、文書主任及び副課長の二重確認により再発防止を図っていく。</p> <p>(2) 本事案は他課の主管業務の出張に同行したもので、当該課から復命書の合議がなく、本課も復命書を作成しなかったものである。今後、職員全体で本事案を共通認識し、規程の遵守を徹底する。</p> <p>(1) 本事案を職員全体で共通認識し規程の遵守を徹底するとともに、文書主任及び副課長の二重確認により再発防止を図っていく。</p> <p>(2) 目的外執行協議書、配当替伺書、予算流用伺書などの予算執行文書については、担当職員及び副課長の二重確認により再発防止を図っていく。</p> <p>(3) (2)と同じ。</p>